

■愛護会活動マニュアル■

1. 活動内容について

作業内容	作業回数
① 清掃	月2回以上
② 除草	月1回以上 ※4月から10月まで
③ 側溝清掃	月2回以上
④ 便所清掃	月2回以上(トイレが設置している公園)
⑤ 施設の点検(遊具、照明灯、樹木の支柱等)	随時

※悪天候等により作業が出来なかった場合は、別の日にちや翌月に振り替えて作業を行い、出来る限り作業回数が下回らないようご協力をお願いします。

①清掃

目的 きれいな公園にするため。

→「公園の利用者が増えた」

「子どもが安心して遊べる」

「不審者が来なくなった」などの効果が期待できます。

方法 園内のごみ拾い、落ち葉拾い、掃き掃除等をお願いします。



②除草

目的 公園内の見通しの確保、公園の美観を良くするため。

方法 手取りまたは支給された道具等で、敷地内の草取りをお願いします。雑草の生え方や参加者の力量に合わせて、できる範囲で行ってください。

※除草剤は使用しないでください。

③側溝清掃

目的 詰まって水が溜まらないようにするため。

方法 「①清掃」とあわせて、側溝内のごみや落ち葉を主に拾ってください。

④ 便所清掃

目的 誰もが快適に利用できるトイレにするため。

方法 便器や手洗い場、内壁や窓ガラス、床の水洗い清掃をお願いします。



⑤ 施設の点検（遊具、照明灯、樹木の支柱等）

目的 事故などの発生を未然に防ぎ、公園利用者が安全に活動できるようにするため。

方法 以下のチェックポイントを参考に、目視で点検してください。破損、故障等の異常を発見した場合は、都市計画課までご連絡ください。

チェックポイント（例）

- 遊具に破損や腐り、ゆがみ、傾きはないか。
- 遊具の周辺に大きな凹凸や石などないか。
- 遊具に落書きはないか、とがった角やささくれなどが生じてないか。
- 照明灯の電気は点灯しているか。
- 樹木の支柱に破損や腐り、ゆがみ、傾きはないか。



2. ごみの回収について

- ごみ等は、もえるごみ・もえないごみ・資源ごみに分けて、指定された日に所定の場所に出してください。
- 特別の場合（盆踊り、運動会等後）に生じるごみ等は使用者（主催者）が処理をします。



3. 愛護会活動への支援

①物品支援

- 清掃等に要する道具、ごみ袋等を支給します。
- トイレのある公園については、トイレ用洗剤等を支給します。

②愛護会報償金

活動内容、活動面積に応じて年に2度報償金をお支払いします。

- 報償金の支払時期 上期分 10月末、下期分 翌年3月末
- 愛護会活動の開始が年度途中の場合、報償金の額は月割に算出した額とします。

③その他

- ハンギングバスケット講習会（希望者のみ）
年に1回、主に秋に開催。定員20名。



4. 愛護会が市へ提出する書類

提出時期	書類名	備考
10月初旬	・実績報告書（上期分）	・9月上旬に様式を送付します。
3月初旬	・実績報告書（下期分） ・活動計画書（1年分） ・愛護会会員名簿	・2月上旬に様式を送付します。
随時	・愛護会（代表者・口座）変更届出書	※変更がある場合ご提出ください。

5. 市の委託業者が管理する内容

- ・樹木の剪定、施肥
 - ・草刈及び芝生の管理
 - ・トイレ清掃
- など



その他

- ・活動中事故等があった場合は、愛護会の責任において処理してください。

■問い合わせ先

都市計画課 公園緑地係（4階 22番窓口）

TEL (0566) 95-0157